



佐賀県公報

平成19年
3月28日
(水曜日)
第12884号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定 (二六一・雇用対策課) 一
- 道路の区域の変更 (二六二・道路課) 一
- " " (二六三・ " ") 一
- " " (二六四・ " ") 二
- 道路の供用開始 (二六五・ " ") 二
- 貸金業者の業務の停止 (商工課) 二
- 建設業の営業停止処分 (建設・技術課) 三
- 公共測量の終了 (土地対策課) 三
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第百六十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十三条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターとして次のとおり指定した。

平成十九年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 名称 社会福祉法人若楠
- 二 住所 鳥栖市弥生が丘二丁目一三四番地
- 三 事務所の所在地 鳥栖市宿町九六五一 三恵ビル一階

四 指定年月日 平成十九年三月二十二日

◎佐賀県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十八日から平成十九年四月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
三瀬栗並線	佐賀市富士町大字藤瀬字本村四六番一地从先から佐賀市富士町大字藤瀬字本村二番一地从先まで	佐賀市富士町大字藤瀬字本村四六番一地从先から佐賀市富士町大字藤瀬字本村二番一地从先まで	後	三三・四	二三八・六
県道	三瀬栗並線	三瀬栗並線	前	一六・〇	二四二・五

◎佐賀県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十八日から平成十九年四月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 間		変更前 後の別	区 域	
	区	間		幅 員 メートル	延 長 メートル
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字藤瀬字本村三 三番八地先から 佐賀市富士町大字関屋字長瀨三 三六六番地先まで	前	八九・四 、 一一・八	一一・三 、 一七三三・四	一一・三 、 一七五七・三
		後			

●佐賀県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十八日から平成十九年四月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 間		変更前 後の別	区 域	
	区	間		幅 員 メートル	延 長 メートル
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字関屋字長瀨三 三六六番地先から 佐賀市富士町大字栗並字大道二 四九番六地先まで	前	六八・五 、 一一・三	一一・三 、 一七三三・四	一一・八 、 一七五七・三
		後			

●佐賀県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月二十八日から平成十九年四月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字関屋字長瀨三三六六番地先から 佐賀市富士町大字栗並字大道二四九番六地先まで	平成一九・三・二八

○公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第92号）第36条第1号の規定により、次のとおり、業務（弁済の受領を除く。）の停止を命じた。

平成19年3月28日

佐賀県知事 古川 康

1 処分を受けた貸金業者

- (1) 住所 佐賀市兵庫町藤木957番地10
- (2) 商号又は名称 三和商事
- (3) 氏名 佐々田光男
- (4) 主たる営業所の所在地 佐賀市兵庫町藤木957番地10
- (5) 登録番号 佐賀県知事(1)第00850号
- (6) 登録年月日 平成16年5月20日

2 処分をした年月日

平成19年3月23日

<p>3 業務停止の期間</p> <p>平成19年3月30日から平成19年5月28日まで(60日間)</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成19年3月28日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処分をした年月日 平成19年3月15日 2 処分を受けた者の商号 株式会社平野組 3 主たる営業所の所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6705番地の2 4 代表者の氏名 平野勝広 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可(般-14)第1381号 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止 <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの</p> <p>(注1) 停止を命ずる営業は、発注者から直接公共工事又は民間であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。</p> <p>(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	<p>る法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成19年3月22日から平成19年4月5日までの15日間</p> <p>7 処分の原因となつた事実</p> <p>株式会社平野組は、平成15年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に計上し、事実と異なる記載により得た総合評定値通知書を用いて入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当すると認められる。</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、唐津市長から公共測量の終了について次のとおり通知があつた。</p> <p>平成19年3月28日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及びデジタルオルソ作成) 2 作業期間 平成18年11月1日から平成19年2月28日まで 3 作業地域 唐津市内全域 <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成19年3月28日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
---	---

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	唐津市和多田西山4368番5	平成19年 3月19日	5.00～5.03 (4.89～5.00)	34.60

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷